

【年間介護保険料額】第9期（令和6年度～8年度）

基準額75,852円

介護保険料は、4月1日現在における、あなたとあなたの属する世帯員全員の町民税の課税状況等をもとに、下表に基づき決定しています。（転入や65歳年齢到達の場合は、新規資格取得日時点）

令和6年度は、3年に1度の介護保険料の見直しを行う年で、令和6年度～8年度までの3年間の第1号被保険者数や、要介護（要支援）認定者の見込みから算定した保険給付費などをもとに、介護保険年間保険料を算定しています。見直しにあたっては、介護給付費準備基金を活用し、保険料の上昇を抑制しています。

		保険料段階	対 象 者	保険料率	年間保険料額
本人が町民税非課税	町民税非課税世帯	第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が町民税非課税の者 本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の者	0.285 (0.455)	21,617円 (34,512円)
		第2段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の者	0.45 (0.65)	34,133円 (49,303円)
		第3段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円を超える者	0.685 (0.69)	51,958円 (52,337円)
	町民税課税世帯	第4段階	本人が町民税非課税であるが、同一世帯内に町民税課税の者がおり、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下の者	0.85	64,474円
		第5段階	本人が町民税非課税であるが、同一世帯内に町民税課税の者がおり、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円を超える者	1 【基準額】	75,852円
本人が町民税課税	第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満の者	1.2	91,022円	
	第7段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	1.3	98,607円	
	第8段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.5	113,778円	
	第9段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	1.7	128,948円	
	第10段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	1.8	136,533円	
	第11段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	1.9	144,118円	
	第12段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	2.0	151,704円	
	第13段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が720万円以上820万円未満の者	2.1	159,289円	
	第14段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が820万円以上920万円未満の者	2.2	166,874円	
	第15段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が920万円以上1,020万円未満の者	2.3	174,459円	
	第16段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が1,020万円以上の者	2.4	182,044円	

※表内の（ ）は、公費投入による軽減前の保険料率と保険料額です。

※介護保険料の算定に用いる合計所得金額は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額となります。ただし、第1段階から第5段階の方の合計所得金額は、特別控除額と公的年金等に係る雑所得を控除した額となります。

※税制改正（令和2年分以後の所得税等について適用）に伴う、住民税課税者への介護保険料の算定に係る令和3～5年度の特例措置（合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る所得が含まれている場合に当該給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除）は終了しました。

※所得段階が第1段階から第3段階までの保険料率については、引き続き公費投入により、保険料を軽減しています。  
（第1段階：0.455から0.285（34,512円→21,617円）、第2段階：0.65から0.45（49,303円→34,133円）  
第3段階：0.69から0.685（52,337円→51,958円）